（不動産登記法の一部改正）

第五十九条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十九条、第百六十条及び第百六十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第六十条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十一条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十条第一項及び第九百六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十三条第一項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第九百六十四条第一項、第九百六十五条から第九百六十八条第一項、第九百七十条第一項、第四項及び第五項並びに第九百七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第六十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百三十四条第一項、第三百三十五条、第三百三十六条並びに第三百三十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（信託法の一部改正）

第六十三条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二百六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第六十四条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「懲役刑若しくは禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第六十五条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第二十二条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十四条第一項、第三十七条及び第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第六十六条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三条第一項及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第六十七条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号及び第七十四条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条から第百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章　会計検査院関係

（会計検査院法の一部改正）

第六十八条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三章　内閣官房関係

（国家公務員法の一部改正）

第六十九条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号及び第三十八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六条の十第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「此の」を「この」に改め、同条第十三号中「ついた」を「就いた」に改める。

第百十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「又はその写」を「若しくはその写し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「写」を「写し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の二を同項第五号とし、同項第十六号及び第十七号を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

第百十条第一項第十八号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第百十条第一項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とする。

第百十一条中「より」を「から」に、「まで及び」を「まで若しくは」に改め、「、第三号」を削り、「第十八号及び第二十号」を「第十七号若しくは第十九号」に、「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「幇助」に改める。

第百十一条の二を削る。

第百十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。